

第2集

Q&Aで読み解く

サステナビリティ開示等に関する開示府令等のポイント

SSBJ基準が令和8年4月1日から適用されることを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等が令和8年2月20日に公布された。

具体的には、サステナビリティ開示基準として、企業会計基準と同様、SSBJ基準を告示指定したほか、適用開始時期が確定している平均時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象にSSBJ基準を義務付けることとした（令和10年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からとし、令和8年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、令和9年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）。平均時価総額については、有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により判定する。

SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年度については、SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連記載事項を記載しないことができ、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること（二段階開示）を可能とする。

開示については、SSBJ基準上開示が求められる事項の記載のほか、SSBJ基準に準拠している旨、二段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況について記載を求めることとするほか、将来情報やスコープ3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、推論過程等に関する記載及びこれらの情報に係る社内の開示手続の記載を求める。加えて、前事業年度に係る有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において記載した見積りの方法により算定した数値について、確定値が判明し、見積りによる数値と確定値との間に差異がある場合には、半期報告書において記載することができることとする。また、スコープ3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールも整備された。

そのほか、人的資本開示や総会前開示の対応も行われている（令和8年3月期から適用）。人的資本開示に関しては、「従業員の状況」の位置を「第1【企業の概況】」から「第4【提出会社の状況】」に移動した上で、新たに①連結ベースの企業戦略と関連付けた人材戦略、②①を踏まえた従業員給与等の決定方針、③提出会社の従業員

の平均給与の対前年比増減率を開示する。また、有価証券報告書の総会前開示を行う場合、定時株主総会又は取締役会の決議事項に係る記載については、自己株式の取得及び剰余金の配当に関する事項のみを求めることとしている。

本特集では、企業内容等開示府令等の公開草案に寄せられた意見に対して金融庁が回答した項目や取材等で判明した事項をQ&A形式でお伝えする。

サステナビリティ関連開示 //

SSBJ基準のすべての定めに準拠

Q

SSBJ基準を適用するに当たって、環境省・経済産業省の作成する「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を参照して作成してよいか。

A

SSBJ基準を適用するに当たっては、同基準のすべての定めに準拠した開示を行う必要がある。

新規募集の株券には有価証券届出書に記載が必要

Q

有価証券届出書についても平均時価総額が1兆円以上の場合にサステナビリティ関連記載事項の記載が要求されているが、どうしてか。

A

平均時価総額1兆円以上のプライム市場上場会社が新規に株券や社債についての募集・売出しをする際に、開示府令第二号様式による有価証券届出書を提出する場合においては、SSBJ基準に従って「サステナビリティ関連記載事項」を記載する必要があるとされている。

有報提出事業年度の直前事業年度末の市場で判断

Q

プライム市場に上場しているという要件はいつの時点で判断するのか。

A

SSBJ基準の適用の可否については、有価証券報告書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（有価証券報告書等の記載対象となる事業年度）の末日時点で株券等が上場されている市場で判断することになるとされている。

取引所が算定する時価総額で判断

Q

平均時価総額の算定に用いる時価はどのように算定されるのか。自己株式は含めるのか。